

誓約書

(あて先) 千葉市長

住所

団体名

代表者名

印

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)にかかる申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを申し立ていたします。

千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金交付申請書及び会員名簿等に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

- (1) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者
- (5) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (8) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
- (9) 千葉市内に本店又は営業所等を有するもので、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (10) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (11) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (12) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
- (13) 国・地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している者
- (14) 本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者(指定管理者を含む。)